

第2期北方町いのち支える
自殺対策計画（案）

支 え あ お う 心 と い の ち

令和6年3月

北方町

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	3
1. 自殺対策計画策定の背景と趣旨	3
2. 自殺対策計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の数値目標	5
第2章 町における自殺の特徴	6
1. 自殺統計からみる本町の自殺の現状	6
1) 自殺死亡率（人口10万人対）・自殺者数の推移	6
2) 男女別の自殺者数の状況	6
3) 年代別自殺者数	6
4) 支援が優先されるべき対象群	7
2. 統計データからみる本町の実態	7
1) 町の基礎データ	7
2) こころの相談・自殺に関する相談	8
3. 町の課題	8
4. 第1期計画の取組と評価	8
第3章 いのち支える自殺対策における取組	14
1. 施策体系	14
2. 基本施策	15
【基本施策1】地域におけるネットワークの強化	15
【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成	15
【基本施策3】住民への啓発と周知・メンタルヘルスへの理解促進	16
【基本施策4】生きることの促進要因への支援・自殺未遂者、遺族等 への支援の充実	16
【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育	16
3. 重点施策	17
【重点施策1】子ども・若者・女性	17

【重点施策2】無職者・失業者・生活困窮者	17
【重点施策3】勤務・経営	18
【重点施策4】高齢者	18
4. 北方町生きる支援関連施策（一覧）	19
 第4章 自殺対策の推進体制	 29
 参考資料	 29
○自殺対策基本法	
○自殺総合対策大綱	
○北方町自殺対策推進協議会設置要綱	

第1章 計画策定の趣旨等

1. 自殺対策計画策定の背景と趣旨

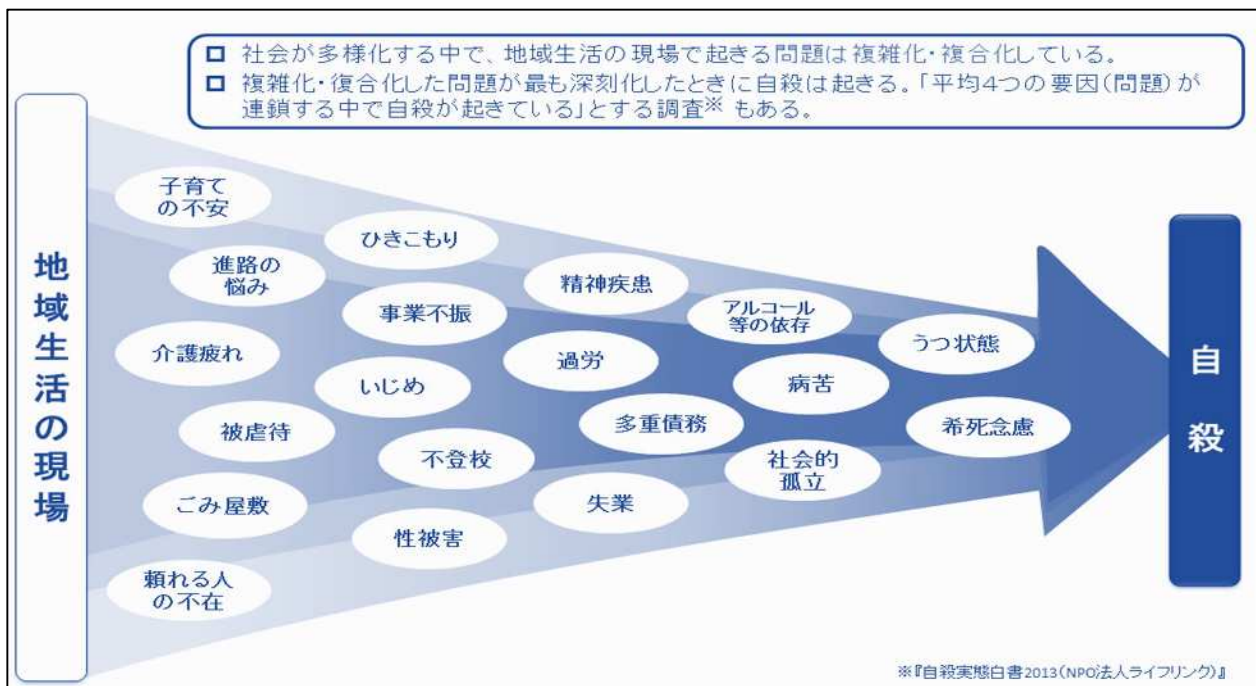
自殺は、その多くが追い込まれた末の死で、本人はもとより家族、周りの人々にも大きな悲しみをもたらします。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超える状況が続いていましたが、平成18年10月に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が制定されて以降、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。

平成28年3月には、自殺対策をさらに強化するため自殺対策基本法が改正され、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って生活できる社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

しかしながら、令和2年には、新型コロナウイルス感染症により、大きな生活様式の変化を余儀なくされたことにより、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化し、増加傾向となっています。

図表1 自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方向を踏まえて作成します。

また、岐阜県の自殺対策計画や本町の「北方町総合計画」、「北方町地域福祉計画」、「健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

本町は、「北方町総合計画」に基づき各種施策を展開しており、これら各部署の既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけて、自殺対策を推進します。

また、自殺対策は、将来にわたり持続可能な街づくりを進めるためのものであり、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせているため、自殺対策推進の重点施策の柱ごとに関係するSDGsの目標を示し、SDGsの達成に向けて推進していきます。



※SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国際サミットで令和12年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されている。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」の改正、その他の社会情勢の変化などが生じた場合は、適宜必要な見直しを行います。

(参考)・自殺総合対策大綱 平成29年度～令和8年度

※令和4年度に新しい自殺総合対策大綱が閣議決定。目標年度は令和8年度。

・第3期岐阜県自殺総合対策行動計画 平成30年度～令和5年度(6年間)

4. 計画の数値目標

目標値は、国や県の目標「令和8(2026)年までに自殺死亡者を平成27(2015)年と比較して30%以上減少させる」を考慮し、本計画の最終年度となる令和11(2029)年の自殺死亡者率及び自殺者数を図表2のとおりとします。

本町では、令和3年度時点で、「第1期北方町いのち支える自殺対策計画」における令和8年の目標値である自殺死亡者率(5年平均)13.2以下、自殺者数(5年累計)11人以下を達成しました。しかし、自殺者数がゼロになっているわけではないこと、新型コロナウイルス感染症の影響による生活の変化や取巻く環境は変化していないことから県の目標減少率を参考に目標値を設定します。

図表2 目標値

		平成27年 (2015年)	令和3年 (2021年)	目標値
				令和11(2029)年
自殺死亡率 (10万対)	北方町	17.5 (平成24~28年平均)	10.8 (平成29年~令和3年平均)	7.0以下 (令和7~令和11年平均)
	県	18.8	16.2	11.6 以下
	国	18.5	16.4	令和8(2026)年までに平成27年と比べて30%以上減少させる(令和8年:12.95以下)

※北方町は小規模な町で、年間の自殺者数が少ないため、5年平均(5年間の自殺者数の合計より算出した人口10万人あたりの自殺死亡者率)で掲載しています。

※県と同様に、国の大綱の考えに基づき、平成27年から令和8年にかけて自殺死亡者率を30%減少させることを基本とし、平成27年から令和8年にかけての減少幅を令和11年まで続けた場合の値を第2期計画の目標値とします。令和3年度を基準として、同じ減少幅で目標値を設定します。

$$\text{自殺率(10万対)} = \frac{\text{自殺者数(北方町:平成24~28年合計or平成29年~令和3年合計)}}{\text{人口(平成27年国勢調査or令和2年国勢調査)}} \times 100,000$$

		平成27年 (2015年)	令和3年 (2021年)	目標値
				令和11(2029)年
自殺者数	北方町	16人 (平成24~28年累計)	10人 (平成29年~令和3年累計)	7人 以下 (令和7~令和11年累計)
	県	376人	326人	211人 以下
	国	23,152人	20,820人	令和8(2026)年までに平成27年と比べて30%以上減少させる(令和8年:16,206人以下)

※北方町は小規模な町で、年間の自殺者数が少ないため、5年間の累計で掲載しています。

第2章 町における自殺の特徴

1. 統計データからみる本町の自殺の現状

1) 自殺死亡率(人口10万人対)・自殺者数の推移

本町の第1期計画策定前の平成24(2012)～28(2016)年の5年間とその後の平成29(2017)～令和3(2021)年の5年間で比較すると、国、県、本町ともに自殺者数、自殺死亡率は減少しており、本町においては、国、県と比べて自殺者数、自殺死亡率ともに低くなっています。

図表3 自殺者数及び自殺死亡率(平成24～28年、平成29年～令和3年の各5年間)

		自殺者数	自殺者数平均	自殺死亡率平均
平成24～28年	北方町	16人	3.2人	17.4
	岐阜県	2,053人	410.6人	19.7
	全国	121,086人	24,217.2人	19.3
平成29年～令和3年	北方町	10人	2.0人	10.8
	岐阜県	1,646人	329.2人	16.1
	全国	103,496人	20,699.2人	16.3

2) 男女別の自殺者数の状況

男女別の自殺者数を平成24～28年、平成29年～令和3年の各5年間で見ると、本町では、男性の方が女性より多く、国や県と比べて男性の自殺割合が高くなっています。

国の自殺者数は近年、全体として低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は、令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回っています。

図表4 男女別の自殺者数(平成24～28年、平成29年～令和3年の各5年間)

		男性			女性		
		合計	割合	平均	合計	割合	平均
平成24～28年	北方町	12人	75.0%	2.4人	4人	25.0%	0.8人
	岐阜県	1,395人	67.9%	279.0人	658人	32.1%	131.6人
	全国	84,362人	69.7%	16,872.4人	36,724人	30.3%	7,344.8人
平成29年～令和3年	北方町	7人	70.0%	1.4人	3人	30.0%	0.6人
	岐阜県	1,120人	68.0%	224.0人	526人	32.0%	105.2人
	全国	70,431人	68.1%	14,086.2人	33,065人	31.9%	6,613.0人

3) 年代別自殺者数

本町の年代別自殺者数は、平成24年からの10年間をみると、20～69歳の若い世代で多くなっています。国や県では、高齢期に亡くなられる方も多く、20歳未満は増加傾向にあります。

図表5 年代別自殺者数(平成24～28年、平成29年～令和3年の各5年間)

(居住地)		20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	不詳	合計
北方町	平成24～28年合計	1	3	3	3	4	1	1	0	0	16
	平成29年～令和3年合計	0	1	2	2	3	2	0	0	0	10
岐阜県	平成24～28年合計	42	203	264	311	330	332	310	261	0	2,053
	平成29～令和3年合計	49	170	189	268	291	204	262	213	0	1,646
全国	平成24～28年合計 ※統計より算出	2,706	12,596	16,115	20,425	20,064	20,608	16,630	11,508	394	121,046
	平成29年～令和3年合計	3,342	11,502	12,869	17,548	17,477	14,598	14,767	11,171	222	103,496

4) 支援が優先されるべき対象群

平成 29(2017)年～令和 3(2021)年の 5 年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の「自殺対策実態プロファイル」により、町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居の有無別)の上位 5 区分が示されました。(図表 6)また、この属性情報から町において推奨される重点施策として、「無職者・失業者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」に対する取組が挙げられました。(図表 7)

図表 6 町の主な自殺の特徴(平成 29 年～令和 3 年の 5 年間の合計人数及び平均の割合・率)

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳無職独居	1	10.00%	597	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳無職同居	1	10.00%	174	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位:女性20～39歳有職独居	1	10.00%	112.8	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺/②仕事の悩み→うつ状態→休職/復職の悩み→自殺
4位:男性40～59歳有職独居	1	10.00%	62.2	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
5位:女性20～39歳無職同居	1	10.00%	28.7	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の算出に用いた人口(母数)は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、掲載の経路が唯一のものではないことに留意する。

図表 7 推奨される重点施策

北方町	岐阜県・岐阜医療圏	全国
無職者・失業者	高齢者	高齢者
生活困窮者	生活困窮者	生活困窮者
子ども・若者	勤務・経営	勤務・経営
勤務・経営		

2. 統計データからみる本町の実態

1) 町の基礎データ

本町は、人口 18,695 人、高齢化率 25.1%(令和 4 年 1 月 1 日)で、働き盛り世代、子育て世代等若い世代が多く住んでいます。県内一コンパクトな町であり、人口密度、人口の流出入割合も県内一高いです。町内に大きな山や川はなく、都市化しており、バス交通により比較的近隣都市部に行くことが便利です。県営住宅や賃貸料の低い集合住宅が多くあり、生活保護世帯、1 人親世帯、障害者世帯が入居しやすい環境であり、経済格差、健康格差が生じやすい状況にあります。また、完全失業率は国や県と比べて高く、県内では常に高い状況です。(図表 8)

図表 8 完全失業率(政府統計の総合窓口 e-Stat より)

	北方町		岐阜県	全国
	割合	県内順位		
平成12(2000)年度	5.18%	2位	3.87%	4.95%
平成17(2005)年度	6.18%	2位	5.07%	6.33%
平成22(2010)年度	8.05%	1位	5.90%	6.86%
平成27(2015)年度	5.71%	1位	3.49%	4.42%
令和2(2020)年度	4.17%	5位	3.45%	4.00%

2)こころの相談・自殺に関する相談

こころの相談については、岐阜市内の地域活動支援センター所属の精神保健福祉士(月1回)や保健所による医師の定期巡回相談(月2回)、障害者基幹相談支援センターや保健センター職員による相談を実施しています。また、年2回は精神保健や心の相談に関する広報を掲載しています。

保健センターの相談において、自殺に関する相談はほとんどありませんが、こころの相談、精神保健相談に関しては、ここ数年、年間40人程で推移しており、相談窓口の周知により、相談につながるケースが増えていることが考えられます。継続的に相談が必要なケースが多く、病院受診や障害福祉サービス、就労・生活支援につながるまで継続支援が必要なケースが多くなっています。寄り添い型、伴走型の継続支援ができるよう精神保健福祉の相談体制や支援体制の整備を行います。

図表9 保健センターにおけるこころの相談件数 (資料:保健センター)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実人数	43	28	38	39
延べ人数	264	200	368	540

図表10 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (資料:福祉子ども課(各年4月1日現在))

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	48	48	40	54
2級	125	130	119	129
3級	36	40	27	31
計	209	218	186	214

図表11 障害者基幹相談支援センター 困窮相談 新規相談者数 (資料:北方町社会福祉協議会)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実人数	22	74	33	64

3. 町の課題

- ・自殺者数は、ここ10年減少傾向にあるが、自殺者数が0になっているわけではない。
- ・男性の方が女性より自殺で亡くなる人が多い。
- ・20～69歳の自殺割合が高く、若者への対策が必要。
- ・完全失業率は、国、県よりも高く、無職・失業・生活困窮により自殺で亡くなる人が多い。
- ・国、県においては、20歳未満や女性、高齢者の自殺者数が多く、子ども・女性・高齢者への対策が必要。

4. 第1期計画の取組と評価

平成29(2017)年3月に策定した「北方町第七次総合計画」において、町の将来像を「“つながり”で築く躍動するまち 北方」とし、各種施策を展開しています。これら各部署の既存事業を「生きることを支える取組」と位置づけて、全庁各部署で、既存の事業から自殺予防対策につながる取組、自殺予防の視点を取り入れ実施しました。

自殺予防対策は、生きることを支える支援として見守り、繋がりづくり、相談、生活支援、教育、周知など様々な分野、角度から幅広い支援が必要な為、今後も、それぞれの担当課が、予防の視点を持って取組を実施します。(図表12)

図表12【第1期計画】令和元年～令和4年 北方町生きたる支援関連施策(計画実施状況・評価)

担当課	事業名	事業概要	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画
総務危機管理課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・ホームページによる情報発信 ・広報誌等の編集・発行	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
総務危機管理課	職員研修事業	・職員向け研修の実施	未実施	今後実施検討	未実施	今後実施検討	未実施	今後実施検討	未実施	今後実施検討	未実施	今後実施検討	未実施	今後実施検討
総務危機管理課	職員の健康管理事務	・職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
総務危機管理課	職員ストレスチェック事業	・心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック(検査)とその結果に基づき面談指導	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
議会事務局	議会日より発行	議会日より自設対策に関連する記事を掲載する	未実施	時機を見て、記事の掲載を検討する。	未実施	自設対策についての一報質問を記載。	未実施	子どもや女性に対する支援に努めることについての一報質問を掲載。	実施		実施		実施	子育て支援やいじめ対策についての一般質問や委員会質疑等を掲載。
総務危機管理課	人権相談	・人権に関する相談に応じる	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
総務危機管理課	消費生活相談	・多重債務や消費生活の問題に関する相談に応じる	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
総務危機管理課	交通安全対策	・街頭啓発や交通安全教室を開催し、交通事故の防止につなげる	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
会計室	歳入の納付の窓口受付	・歳入の納付を会計室窓口で現金等にて受付する	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
政策財政課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・ホームページによる情報発信 ・広報誌等の編集・発行	実施		取組を継続	実施		取組を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
税務課	納税相談	・納税相談・折衝による滞納者との対話の中で、滞納に至った原因や滞納者が抱える個々の問題解決に至るために必要な専門機関への精選しを積極的に行なっていく	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
住民保険課	納税・納付相談	・納税・納付相談時に、相談者の生活状況を聞き取りしている中で、生活困窮の可能性がある者と判断した場合には福祉子ども課へ案内する。	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
上下水道課	水道料金収納事務	・水道料金の納付勧奨 ・滞納している者に対する給水停止	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
都市環境課	土木管理に関する事務	・道路及びびり川使用の適正化指導事務	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
都市環境課	公園等の管理及び設置に関する事務	・公園の維持管理に関する事務	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
都市環境課	公害・環境関係の苦情事務	・公害・環境に関する苦情・相談の受付及び問題の早期解決	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
教育課	スクールハートサポーター	・小・中学校に各1名スクールハートサポーター(相談員)を常駐配置し、児童生徒の心の支援を行っていく ・学校生活を中心に学級担任と連携して手厚く児童生徒を見届けていく	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
教育課	学級満足度調査の実施	・児童生徒の心理面や学級集団の客観的な把握により学級経営や授業を改善する	実施		取組を充実	実施		取組を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続

No. 2

担当課	事業名	事業概要	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)
教育課	生きる力推進事業	・総合的な学習の時間等における体験活動やキャリア教育を充実させるために費用を支給し、特色ある学校づくりを推進する ・地域の人材や外部講師等の活用 ・職場体験学習	実施	取組を充実	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
教育課	夢教育推進事業	・「夢の教室」の実施 ・講師が「夢先生」として、児童に世界や日本で活躍した自身の体験を語ることで、児童に夢をもつて努力することの素晴らしさを伝える	実施	取組を充実	実施	実施を継続	令和3年度以降実施予定な降実施予定なし	「夢の教室」は令和2年度で終了。令和4年度以降は実施方法を変更して継続。	実施	実施を継続
教育課	いじめ問題対策連絡協議会	・いじめ防止等に関係する機関、及び団体の連携を図るため、北方町いじめ問題対策連絡協議会を置く ・「関係行政機関」、「学識経験を有するもの」、「各種団体が推薦するもの」が年2回定期的に協議会を開催	実施	取組を充実	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	適応指導教室「大空」	・不登校の児童生徒に対し、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施 ・児童生徒が自分の生活を立て直し、自主・自立の力を身に付けることができるよう支援	実施	取組を充実	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	教職員向け生徒指導研修等	・問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、校内研修体制を充実させる	実施	取組を充実	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	教育相談(いじめ含む)	・町の教育相談会(年2回) ・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対応 ・随時電話相談を行うことで、保護者の困り感に寄り添う	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	学校保健事業	・学校保健安全法に基づく、児童生徒並びに職員の健康増進に向けた各種事業(定期健康診断、就学時健康診断等)	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	学校職員ストレスチェック事業	・労働安全衛生法に基づく、学校職員等のストレスチェックとメンタル不調の未然防止	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
教育課	学校保健事業(定期健康診断)	・学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、児童生徒並びに職員に対する健康診断	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	ボランティア育成事業	・ボランティア団体及び個人の養成講座を実施し、ボランティア活動の推進を図る	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	生涯学習推進事業	・生涯学習センターきらりり各種講座を開催 ・学習機会の提供や支援を行い、生涯にわたって生き生きと学ぶ市民を支援する	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	総合型地域クラブの支援	・だれでもいつでも文化やスポーツに親しめるよう、多様な教室を提供できるように支援する	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	高齢者の生きがいづくり支援	・60歳以上の仲間や学んだら、運動したりして生き生きと健康に過ごす市民を育成する	実施	実施を継続	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	子ども会育成事業	・子ども会の役員、リーダーの育成による子ども会組織の活性化、活動の充実・促進	未実施	取組を充実	実施	実施を継続			実施	実施を継続
生涯学習推進室	青少年命のふれあい事業	・新生児や母親、そして産院の職員から命の尊さを学ぶ	実施	実施を継続	未実施	未実施	令和3年度以降実施予定(令和4年度以降)	令和3年度以降実施予定(令和4年度以降)	未実施	令和3年度以降実施予定(令和4年度以降)

担当課	事業名	事業概要	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			実施状況・評価	次年度実施計画	備考(自由記載)	実施状況・評価	次年度実施計画	備考(自由記載)	実施状況・評価	次年度実施計画	備考(自由記載)	実施状況・評価	次年度実施計画	備考(自由記載)
生涯学習推進室	スーパードラマ授業	・小中学生の豊かな体験をサポートする各種スペシャルイベントによる土曜授業を実施する	実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続	
生涯学習推進室	PTA活動の支援・育成に関する事務	・PTAに対するセミナーや研修会の実施												
学校構想推進室	窓口受付	・来庁者の対応												
福祉子ども課	民生委員・児童委員事務	・民生委員・児童委員による地域の相談と支援	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	
福祉子ども課	障がい者相談員による相談業務(身体・知的障がい者相談員)	・行政より委託した障がい者相談員による相談業務	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	
福祉子ども課	人材養成事業	精神保健に関するゲートキーパー養成	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	
福祉子ども課	保育の実施(公立保育園・小規模保育園など)	・公立保育園・小規模保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談 ※令和4年度以降の実施計画(保育国民等化により令和7年度開園予定の公私連携型認定子ども園(旧東保保育園所在地)に子育て支援センター及び一時預かり保育室を併設予定。また、令和9年度開園予定の公私連携型認定子ども園(南保育園所在地)に一時預かり保育室を併設予定。子育て等に関する相談やサポート体制等の充実を図る。	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	保育国民等化により開園予定の公私連携型認定子ども園にて、子育て等に関する相談やサポート体制等の充実を図る。詳細※
福祉子ども課	ファミリー・サポート・センターの運営	・育児の援助を行いたい人(協力会員)と育児の援助を受けたい人(依頼会員)の組織化 ・保育園や幼稚園等への送迎、子ども預かり等 ・子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)NPO法人に委託	実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続	
福祉子ども課	児童扶養手当支給事務	・離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親または母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するために、扶養手当を支給	実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続	
福祉子ども課	要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース会議の開催	・児童虐待防止や現状把握、情報の連携を行うための会議 ・定期的に会議を行い、要保護児童に対する切れ目の無い対応を検討していく	実施	取組を充実		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	
健康推進課 【地域包括支援センター・社会福祉協議会】	高齢者見守りボランティア	・地域の登録ボランティアによる安否確認	実施	取組を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続	
健康推進課 【地域包括支援センター】	ふれあい訪問事業	・70歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の訪問と実態把握	実施	取組を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続		実施	実施を継続	令和5年度より対象年齢を75歳以上に変更。
福祉子ども課	子ども・子育て支援事業計画推進事業	・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	
福祉子ども課	子ども館運営事業	・健全な遊びと運動を通して健康と体力の増進、情操の育成 ・社会福祉法人に委託した子ども館運営	実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続		実施	取組を継続	

担当課	事業名	事業概要	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)	実施状況・評価	備考 (自由記載)
福祉子ども課	病児保育事業	・病中・病後児童を医療機関が預かる事業の委託	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	敬老会	・毎年9月に開催の75歳以上対象の敬老会	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
福祉子ども課	老人クラブの活動助成事業	・高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成 ・運動や趣味、ボランティア活動の他、町会・自治会とも交流、講習会や研修会等を随時実施	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
福祉子ども課	入浴事業	・高齢者の生きがいづくりの促進と健康増進を図る ・老人福祉センターと高齢者ふれあい健康センターにて無料で入浴できる日を設けている	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	老人福祉施設への入所措置	・65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	障がい福祉計画策定・管理事業	・障がい福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し進捗管理を実施	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	障害福祉サービス等利用給付事業	・日常生活の介護支援サービス・自立生活や就労を目指す支援サービス・計画相談支援	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
福祉子ども課	障がい児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
福祉子ども課	障害者差別解消推進事業	・住民や民間事業者等に対し周知・啓蒙を行う ・県障害者差別解消支援センターの相談窓口と連携	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	障がい者地域自立支援協議会の開催	・医療・保健・福祉及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課	重度心身障がい者福祉手当事業	・条例 ・精神又は身体に重度の障がい、を有する者について、重度心身障がい者福祉手当を支給することにより、これら重度心身障がい者の福祉の増進を図る	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
福祉子ども課	手話通訳者養成事業	・身体障がい者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務についての理解の促進 ・手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者の養成	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
健康推進課 【地域包括支援センター】	地域包括支援センター運営事業	・高齢者の総合相談支援窓口として、地域包括支援センターを運営	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
健康推進課 【地域包括支援センター】	認知症サポーター養成講座	・認知症についての正しい知識や接し方について理解を促進	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続	実施	取組を継続
福祉子ども課 【社会福祉協議会】	ふれあいいきいきサロン事業	・高齢者が身近な場所に気軽に集まり、レクリエーションや学び等を通して交流の輪を広げ、楽しく自立した生活を送れるための活動を支援	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続
健康推進課 【地域包括支援センター・社会福祉協議会】	介護教室事業	・認知症に関する基本的な知識や介護技術、関係制度を学ぶ場	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続	実施	実施を継続

担当課	事業名	事業概要	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
			実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画	実施状況・評価	備考 (自由記載)	次年度以降の実施計画
健康推進課 【地域包括支援センター】	ホッと・カフェ(認知症カフェ)事業	・町内各地で認知症カフェを開催し、認知症高齢者本人やその家族のケアと支援を実施 ・地域の住民に認知症への理解を深める機会	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
福祉子ども課	生活困窮者自立相談支援事業	・県福祉事務所や町・県社会福祉協議会と協力して実施する生活相談や就労・進学支援、食料支援等 ・毎月1回、安否確認の希望があった独居の高齢者を民生委員・児童委員が訪問してお弁当を配布	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
福祉子ども課	配食サービス事業		実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【地域包括支援センター・社会福祉協議会】	北方くらし助け愛隊	ボランティアによるちよっとした困りごとへの対応 (対応は要相談) 専用電話:090-4444-3553	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
福祉子ども課 【北方町社会福祉協議会】	地域交流事業(北方福祉フェスティバル)	・子ども、高齢者、障害者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加による多彩な催しのなかで、相互交流、福祉交流、ボランティア活動を広げる	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター・子育て世代包括支援センター】	母子保健 (母子健康手帳交付等)	・母子健康手帳交付 ・妊産婦訪問	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター・子育て世代包括支援センター】	母子保健 (乳幼児健診、発達支援教室)	・乳幼児健診(4か月月から3歳児まで6回実施) ・個別発達相談 ・発達支援教室(つくしんぼ) ・専門職(医師、保健師、助産師、管理栄養士、発達相談員、歯科医師、歯科衛生士等)が継続的に関わる	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター・子育て世代包括支援センター】	母子保健 (定期健康相談、随時健康相談、電話相談)	・保健師、助産師、管理栄養士による乳幼児の月に1回の定期健康相談 ・必要に応じての随時健康相談や電話相談、発達相談	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	母子保健 (家庭訪問)	・赤ちゃん全戸訪問(助産師や保健師による出産後全戸訪問) ・未熟児訪問	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	成人保健 (各種健(検)診)	・わかば健診、結果説明 ・特定健診、結果説明 ・すこやか健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検診 ・青相しよう症検診・歯周疾患検診 ・ぎふ・さわやか口腔健診	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	成人保健 (随時健康相談、電話相談)	・保健師、管理栄養士による月に1回の健康相談 ・必要に応じて随時健康相談、電話相談を実施する	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	精神保健 (定期精神健康相談、ダイヤケア、随時精神健康相談、電話相談)	・「心」の相談を町内や県の各機関が電話・メール・面談等で実施していることを周知・相談事業 ・ダイヤケア(ハートふれあいクラブ)	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	精神保健 (啓発事業)	・若年層対策事業(新成人を対象に自殺対策啓発用品を配布) ・普及啓発事業(9月の自殺予防週間や3月の自殺予防月間に精神保健に係る理解を促進)	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続
健康推進課 【保健センター】	自殺対策計画推進事業	・自殺対策計画の作成 ・関係機関との連携強化	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続	実施		実施を継続

第3章 いのち支える自殺対策における取組

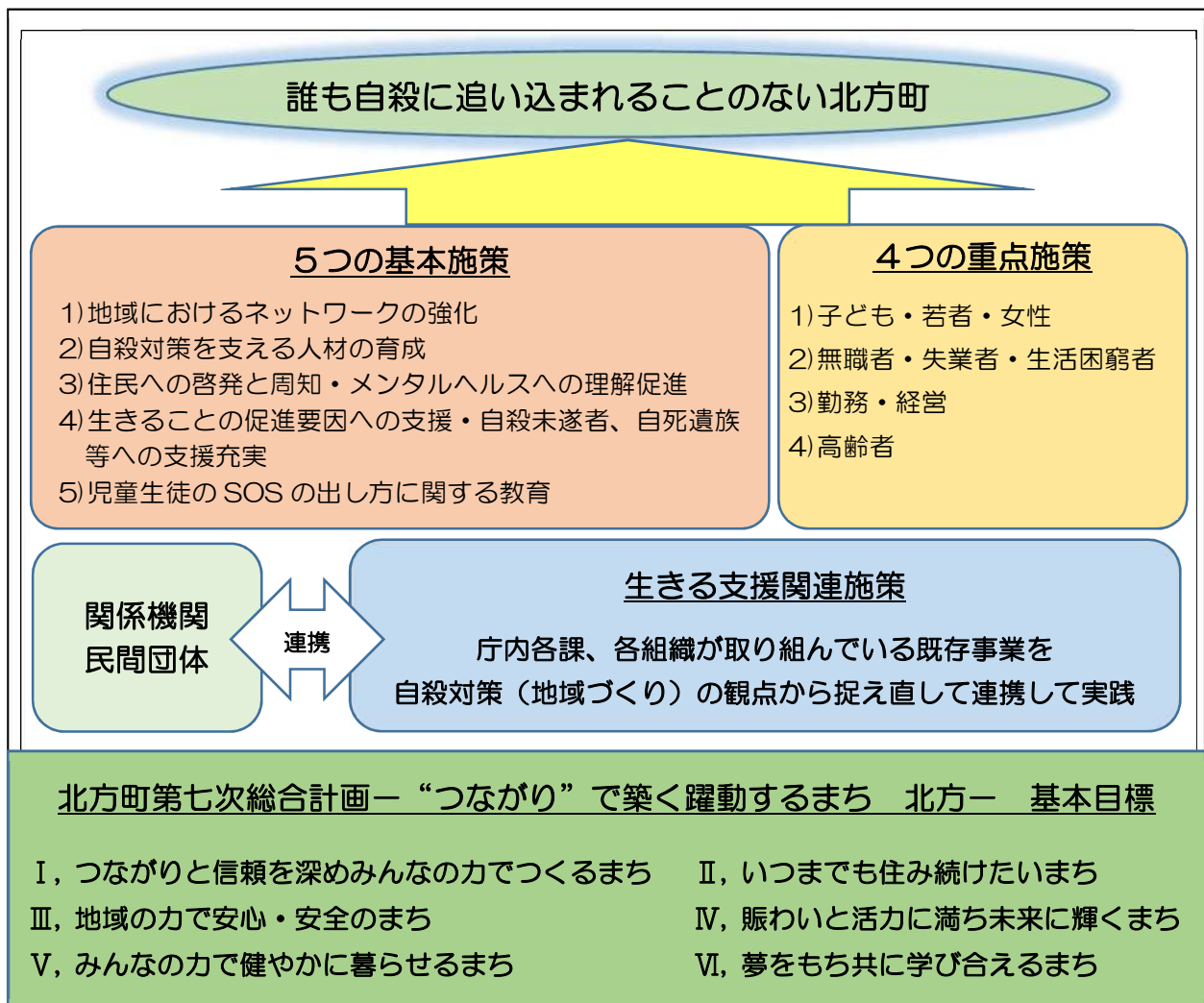
1. 施策体系

国が提示する「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロフィール」で抽出された「重点施策」を勘案して、本町の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。

本町では、平成29(2017)年3月策定の「北方町第七次総合計画」で、まちの将来像を「“つながり”で築く躍動するまち 北方」として、各種施策に取り組んでいるところです。

多様な既存事業を「生きることを支える取組」（生きる支援関連施策）と位置付け、全庁的な自殺対策を推進することはもとより、町内外の各関係機関と協働してより包括的な対策を推進していきます。

図表 13 施策体系



2. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組で、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知・メンタルヘルスへの理解促進」「生きることの促進要因への支援・自殺未遂者、自死遺族等への支援の充実」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」です。

これらの施策それぞれを強力に、かつ、これらを連動させて総合的に推進することで、本町における自殺対策の基盤を強化します。

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮や虐待、孤独・孤立など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各施策との連動性を高め、すべての関係機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することで、必要な支援につなげていく必要があります。このような包括的な取組を実施するために、関係機関の専門職や地域の支え手による連携を強化する為に協議の場を設定し、継続的な支援や課題解決につなげていきます。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

“生きることを包括的に支える”ためには、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に「気づき」、「声をかけ」、「話を聴き」、必要に応じて専門家に「つなぎ」、「見守る」役割を担う人材(ゲートキーパー)が必要です。

元気がない、いつもと違うなど気づいた時、みんなが一步踏み出して話を聞き、話が聞ける時間的余裕を持つことで「気づき」をキャッチしやすい基盤がつけられます。そのため、家族や友人、職場の人など身近な地域で支え手となる町民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修や啓発に努めます。

また、相談を受ける関係者においては、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする方の相談の機会が“生きることの包括的な支援”のきっかけとなるため、相談者に寄り添い、様々な支援につなげ、見守る役割をもつことを認識して対応し、伴走型の支援ができるよう、資質向上を図ります。

※ゲートキーパーとは：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

気づき	家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
傾聴	本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つなぎ	早めに専門家に相談するよう促す
見守り	温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

【基本施策3】住民への啓発と周知・メンタルヘルスへの理解促進

気軽に相談できる場所があるという実践的な取組を地域に根付かせていくことが重要です。特に自殺に対する基本的な理解を促進するとともに、危機に陥った場合に相談できる場所があるということが地域全体の共通認識となるよう普及啓発を広報やホームページ等で行います。

こころの健康に関する相談窓口を周知し、早い段階で専門機関につないでいく体制を整えます。うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発により、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。また、自分の周りにもいるかもしれない生きる力が低下している人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割(ゲートキーパー)について認識されるよう、広報活動を行います。

若い世代への啓発、こころの健康づくりへの正しい知識の普及をより推進するために、様々な機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【基本施策4】生きることの促進要因への支援・自殺未遂者、遺族等への支援の充実

世界保健機構(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で「避けることのできる死」とであるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については制度、慣行の見直しや相談支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能と言われています。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を伸べることにより解決できる場合もあります。そのため、自殺を人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、社会的な取組として対策を推進していきます。

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることへの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、自殺対策との関連の深い、居場所づくりや相談窓口の充実、自殺未遂者への医療機関や精神保健福祉センター、精神訪問看護等関係機関と連携した伴走型継続支援、遺された人への支援等様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

【基本施策5】児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が家庭や仲間との日々の生活のなかで自尊感情を育み、心の健康の保持に必要な生活習慣を身に付けることを土台として、それでもなお社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOS の出し方に関する教育)やいのちの大切さを実感できる教育により、信頼できる大人を見つけて話してみる、信頼できる大人が見つからなかったら、地域の相談窓口で相談するなど、児童生徒自ら実践できるようにします。あわせて、児童生徒と日々接している教職員等が SOS サイン(シグナル)に気づく感度を高め、受けとめ、支援できる体制の構築を図ります。

3. 重点施策

本町における自殺に対する課題を「子ども・若者・女性」「無職者・失業者・生活困窮」「勤務・経営」「高齢者」と捉え、これら4つを重点施策として位置づけ、それぞれの課題や対象者にかかわる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

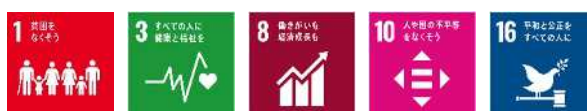


【重点施策1】子ども・若者・女性

子ども・若者は、子どもから大人への移行期としての大きな変化があり、ライフステージや立場が各々異なることから、それぞれの段階に応じた対策が求められます。悩みや問題を1人で抱え込まず誰かに相談し、問題の解決に向けてのプロセスが歩めるように、インターネットやSNSなど多様な相談の方法があることを周知し、早期に適切な支援に結びつくような体制を推進し教育・福祉・保健・医療・労働関係者間の連携による包括的な支援に努めます。

学校教育において、いじめのない学校づくり、いじめを受けたらSOSを発信し、はっきりと嫌と言えるスキルを育てる教育を行います。不登校の子の心のケアや発達障害があり、生きづらさ（人の気持ちが分りづらい、空気が読めない等）を抱えている子に対して、カウンセリングやソーシャルスキルトレーニング（ソーシャルスキルを身に付けるための支援、場面に応じて、人の気持ちがわかるように学習等）を実施します。また、周囲との人間関係、進学や就職といった進路、家庭内での悩みや性的自認との葛藤など、多様な悩みに対応するため、教育や福祉をはじめ様々な機関と連携し、就労の時期には、就労・生活支援や労働関係機関・団体等と連携し、支援します。

女性に対しては、子育てや妊産婦への支援の充実、困難な問題を抱える女性への支援(DV)など女性特有の視点を踏まえての継続的な切れ目のない支援を実施します。



【重点施策2】無職者・失業者・生活困窮

生活困窮を理由に相談窓口にくる人が抱える問題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の問題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題、社会的孤立など多岐にわたっています。また、一人で複数の問題を抱えている人もあり、課題は複雑かつ多様化しています。

庁内においては、複数の窓口が関わることが多いことから、連携を密にして適切な支援ができるような体制づくりを推進します。生活困窮者・無職者・失業者対策では、社会福祉協議会や県福祉事務所、労働関係機関等多様な機関との連携による生活困窮者会議を毎月開催し、当事者本位の支援体制を構築します。また、寄り添い型、伴走型の支援を行うことで孤立・孤独対策を行います。



【重点施策3】勤務・経営

働く世代が抱えやすい、勤務問題(過労やパワハラ、メンタルヘルス、職場の人間関係等)による自殺のリスクを低減させる取組として、労働者や経営者が相談できる窓口やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知、啓発を行います。

「健康経営」や「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」推進の周知、啓発を行い、労働者一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事と生活を調和させ、健康で豊かな生活ができる職場環境づくりを推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれにくいような環境を整えていきます。

同居している家族にも言えない悩みや孤立を抱える人も多く、家族や友人など身近な人や職場などの周囲の人が「気づき」をキャッチしやすい意識づくり・体制づくりが重要なため、気づき、傾聴、つなぎ、見守り、相談窓口を普及、啓発します。

働く世代は、仕事上のストレスや過労だけでなく、病気や親の介護、子育ての状況の変化等により、こころの健康も損ねやすくなっています。そのため、庁内各課の窓口が相談を受けやすいように配慮して、より適切な対策をとることができるよう連携します。

※健康経営とは:社員の健康づくりを経営課題と捉え、社員の健康増進に努めることによって、医療費を減らすだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成19年制定、平成22年改定):誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求し、国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現に向けて策定された。



【重点施策4】高齢者

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まる場合があります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。また、今後団塊の世代の高齢化がさらに進むことで介護にかかわる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。

さらに「8050(はちまる・ごうまる)問題」のように、ひきこもり状態が長期化する中で本人と親が高齢化し、支援に繋がらないまま社会から孤立してしまう等、高齢者本人だけでなく、家族や世帯の絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

既存の高齢者福祉施策を充実し、地域共生社会、地域包括ケアシステムの構築を推進し、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や民生委員・児童委員、自治会関係者等と連携することによって、高齢者がその人らしくいつまでも生き活きと暮らせる地域づくりを推進します。

4. 北方町生きる支援関連施策(一覧)

◎基本・重点施策との関連が大きい ●基本・重点施策と関連がある

No.1

担当課	事業名	事業概要	基本施策					重点施策												
			1	2	3	4	5	1	2	3	4									
総務危機管理課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・ホームページによる情報発信 ・広報誌等の編集・発行																		
総務危機管理課	職員の研修事業	・職員向け研修の実施				◎														
総務危機管理課	職員の健康管理事務	・職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導																		◎
総務危機管理課	職員ストレスチェック事業	・心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック(検査)とその結果に基づく面接指導																		◎
総務危機管理課	人権相談	・人権に関する相談に応じる																		◎
総務危機管理課	消費生活相談	・多重債務や消費生活の問題に関する相談に応じる																		◎
総務危機管理課	交通安全対策	・街頭啓発や交通安全教室を開催し、交通事故の防止につなげる																		◎
議会事務局	議会だより発行	・議会だよりにより各種支援策や自殺対策に関する記事掲載する																		◎
政策財政課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	・ホームページによる情報発信 ・広報誌等の編集・発行																		◎

担当課	事業名	事業概要	基本施策					重点施策							
			1	2	3	4	5	1	2	3	4				
会計室	歳入の納付の窓口受付	・歳入の納付を会計室窓口で現金等にて受付する	◎								●	●	●		
税務課	納税相談	・納税相談・折衝による滞納者との対話の中で、滞納に至った原因や滞納者が抱える個々の問題解決に至るために必要な専門機関への橋渡しを積極的に実施し連携していく	◎												●
住民保険課	納税・納付相談	・国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納税・納付に関する相談の実施	◎												●
上下水道課	水道料金収納事務	・水道料金の納付勧奨 ・滞納している者に対する給水停止	◎												●
都市環境課	土木管理に関する事務	・道路及び河川使用の適正化指導事務	◎												●
都市環境課	公園等の管理及び設置に関する事務	・公園の維持管理に関する事務	◎												●
都市環境課	公害・環境関係の苦情事務	・公害・環境に関する苦情・相談の受け付け及び問題の早期解決	◎												●
教育課	スクールハートサポーター	・各学校にスクールハートサポーター(相談員)を常駐配置し、児童生徒の心の支援を行っていく ・学校生活を中心に学級担任と連携して手厚く児童生徒を見届けていく	●												◎

いのちを支える自殺対策の視点からの事業の捉え方

▼窓口で受け付けした納入義務者の様子が明らかに不安定な状態であった場合、他課に情報提供する。

▼納税相談・折衝の場において、失業・リストラ等による収入の減少、多重債務、これらを原因とした離婚・離職・引きこもり・不登校等を抱えた家庭の困窮などが垣間見られる。滞納者への家計相談・支援、就労支援、多重債務時の弁護士相談、心身の疾病を有する人の医療機関受診勧奨、家族関係の悩み相談に対する専門機関への橋渡し等、生きることの支援に関わることが多いので、対応し、支援していく。

▼納税・納付相談時に、相談者の生活状況を聞き取りしている中で、生活困難の可能性がある者と判断した場合には福祉子ども課へ案内する。

▼水道料金の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている方も少なくないことが想定される。
▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等の対応が可能となる。

▼県、警察、住民ならびに町職員で巡回を実施。道路及び河川施設の日常点検を行い、ホームレス等の存在が確認された場合には、各関係機関へ情報提供を行う。

▼公園については、遊具やトイレといった公園施設の管理やごみの不法投棄を監視するとともに、公園利用者が安心して過ごせるように日常的に巡回する。

▼自殺の背景には、住環境による近隣関係の悩みやトラブ ル、精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくないため、公害や環境に関する住民からの苦情相談は、これらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として機能し得る。

▼児童生徒は、学校での人間関係や家庭環境において様々な悩みや不安を抱えていると考えられる。経験豊富な職員が児童生徒の変容にいち早く気づき、担任・保護者と連携していくことで、自殺の未然防止に有効であると考える。

担当課	事業名	事業概要	基本施策				重点施策							
			1	2	3	4	5	1	2	3	4			
教育課	学級満足度調査の実施	・児童生徒の心理面や学級集団の客観的な把握により学級経営や授業を改善する												
教育課	生きる力推進事業	・総合的な学習の時間等における体験活動やキャリア教育を充実させるために費用を支給し、特色ある学校づくりを推進する ・地域の人材や外部講師等の活用 ・職場体験学習	●											
教育課	夢教育推進事業	・「夢授業」の実施 ・講師が「夢先生」として、児童生徒に世界や日本で活躍した自身の体験を語ることで、児童生徒に夢をもって努力することの素晴らしさを伝える	●											
教育課	いじめ問題対策連絡協議会	・いじめ防止等に関係する機関、及び団体の連携を図るため、北方町いじめ問題対策連絡協議会を置く ・「関係行政機関」、「学識経験を有するもの」、「各種団体が推薦するもの」、「学校の職員」が年2回定期的に協議会を開催	◎											
教育課	不登校対策事業 ・適応指導教室「大空」 ・校内教育支援センター	・不登校の児童生徒に対し、一人ひとりの状況に応じた学習やグループ活動を実施 ・児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を身に付けることができるよう支援	●											
教育課	教職員向け生徒指導研修等	・問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、校内研修体制を充実させる	●	◎										
		いのちを支える自殺対策の視点からの事業の捉え方												
		▼児童生徒の心理面や学級集団の状況等を客観的に把握するために全小・中学校で実施し、学級経営や授業の改善に役立てる。調査を通じて児童生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげるための、客観的指標として結果を活用する。												
		▼体験活動やキャリア教育を充実させることで、自己肯定感や自己有用感を高め、たくましく生きる力を育成することは、自殺の未然防止を高める取組として有効である。	●											
		▼一人でも多くの児童に、夢をもつことの素晴らしさを伝えてもらう。夢をもつ子どもは、自ら目標に向かって努力し、仲間を大切にすることができるといえる。いじめや自殺、引きこもりといったことの未然防止に有効である。	●											
		▼小中学校でのいじめ事案について、その対応や事後指導について協議し、適切な対応がなされていたか検証したり、指導困難な事案について専門的な立場から意見を聴取することで、いじめの未然防止につなげる。	◎											
		▼不登校の子どもは当人自身ののみならず、その家庭も様々な問題を抱えている可能性が高い。 ▼スクールカウンセラーやスクール相談員との連携により、学校関係者が孤立化したり一人で抱え込んだりすることなく、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることができる。	●											
		▼問題行動を起こす児童・生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもも少なくないと想定される。 ▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報が提供できれば、子どもの問題行動に直面しても一人で抱え込まず、他の支援先と連携し対応することが可能となる。	●	◎										

◎基本・重点施策との関連が大きい ●基本・重点施策と関連がある

No.4

担当課	事業名	事業概要	重点施策									
			基本施策				重点施策					
			1	2	3	4	5	1	2	3	4	
教育課	教育相談(いじめ含む)	<ul style="list-style-type: none"> 町の教育相談会(年2回) 子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対応 随時電話相談を行うことで、保護者の困り感到に寄り添う 	◎			●	◎	◎				
教育課	学校保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法に基づき、児童生徒並びに職員の健康増進に向けた各種事業(定期健康診断、就学時健康診断等) 					◎	◎				
教育課	学校職員ストレスチェック事業	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックとメンタル不調の未然防止 										◎
教育課	学校保健事業(定期健康診断)	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、児童生徒並びに職員に対する健康診断 										◎
生涯学習推進室	ボランティア育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体及び個人の養成講座を実施し、ボランティア活動の振興を図る 	●	●					◎			
生涯学習推進室	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターきらりりで各種講座を開催 学習機会の提供や支援を行い、生涯にわたって生き生きと学ぶ町民を支援する 	●						◎			●
生涯学習推進室	高齢者の生きがいづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の仲間で学んだり、運動したりして生き生きと健康に過ごす町民を育成する 	●						◎			●
生涯学習推進室	子ども会育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会の役員、リーダーの育成による子ども会組織の活性化、活動の充実・促進 	●	◎								●
生涯学習推進室	青少年命のふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> 新生児や母親、そして産院の職員から命の尊さを学ぶ機会とする。 	●	●					◎			◎
生涯学習推進室	スーパー土曜授業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生の豊かな体験をサポーターする各種スペース・リストによる土曜授業を企画・実施する 	●	●					◎			◎

担当課	事業名	事業概要	いのちを支える自殺対策の観点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	
生涯学習推進室	PTA活動の支援・育成に関する事務	PTAに対するセミナーや研修会の実施	▼家庭のみに子どもの養育をさせるのではなく、保護者同士の交流の場や、子育てに関する相談機会の充実を図る。	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	民生委員・児童委員事務	・民生委員・児童委員による地域の相談と支援	▼一人暮らしの不安、介護についての困りごと、子育て上の不安等、住民の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関や社会資源につなげる。	◎	●	●	●	●	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	障がい者相談員による相談業務(身体・知的障がい者相談員)	・行政より委託した障がい者相談員による相談業務	▼身体障がい者、知的障がい者、またはその保護者等の支援者からの各種相談に適切に接することは、不安の解消や生きやすさ支援の推進につながる。	●	●	◎	●	●	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	人材養成事業	精神保健に関するゲートキーパー養成	▼民生委員をはじめ、住民がゲートキーパーとなり、大切な人の命を守ることができるよう、心の健康や必要な知識を学び、必要に応じて関係機関へ紹介(つなぎ)のきつかけができるよう講座を実施する。	●	●	◎	●	●	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	保育の実施(公立保育園・小規模保育園など)	・公立保育園・小規模保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼各園(公立保育園、小規模保育事業)で育児等に関する相談を実施することにより、不安の解消を図る。	●	●	◎	●	●	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	ファミリー・サポート・センターの運営	・育児の援助を行いたい人(協力会員)と育児の援助を受けたい人(依頼会員)の組織化 ・保育園や幼稚園等への送迎、子どももの預かり等 ・子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)NPO法人に委託	▼育児負担の抑制による親の心身の健康の確保につながる。 ▼育児に余裕が持てることによる子どもの情緒の安定を支えることができる。 ▼人のために働くことによる自己効用感の育成を促進できる。	◎	●	◎	◎	◎	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	児童扶養手当支給事務(県事業)	・離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親または母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進するために、扶養手当を岐阜県が支給	▼生活の安定化を支えることは、心身の健康維持にもつながる。 ▼必要に応じて、生活相談支援事業等につなぐ。	●	●	◎	◎	◎	◎	●	●	●	●
福祉子ども課	困難な問題を抱える女性に対する相談支援	・困難な問題を抱える女性に対し相談に応じる ・県女性相談センターや関係機関と連携に努める ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき相談体制の検討	▼身近な相談窓口として、DV等の相談など、必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、悩みに寄り添い、自殺防止の機会とする。	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

担当課	事業名	事業概要	いのち支える自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4
福祉子ども課	要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止や現状把握、情報の連携を行うための会議 定期的な会議を行い、要保護児童に対する切れ目の無い対応を検討していく 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待等、要保護児童は人への信頼感や情緒が不安定になりやすい。適時適切な支援をすることによって生活と心の安定を保てるようにする。 	◎	●			若者に対する対策も、女性	無職者、失業者、			高齢者
健康推進課【地域包括支援センター・社会福祉協議会】	高齢者見守りボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 地域の登録ボランティアによる安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者で生活に不安を抱える人を対象に、登録ボランティアが定期的に安否確認を行い、孤独感の解消や事故等の未然防止を図る。 	◎	●							◎
健康推進課【地域包括支援センター】	ふれあい訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の訪問と実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からは声を上げなくても困りごとがある場合や、認知症による生活能力の低下、疾病など支援の必要な人を把握し、早期発見・早期支援につなげる。 	◎	●							◎
福祉子ども課	子ども・子育て支援事業計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い幼早期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待対策の内容を計画の中に入れ、進捗状況を管理し、子どもの自殺を防ぐ。 	●	●							◎
福祉子ども課	子ども館運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 健全な遊びと運動を通じた健康と体力の増進、情操の育成 社会福祉法人に委託の子ども館運営 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健全な遊び場として、いろいろな企画を行ったり、子育て中の保護者の相談のつたりすることにより親子の心身の健康づくりを支援する。 		●							◎
福祉子ども課	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 病中・病後児童を医療機関が預かる事業の委託 	<ul style="list-style-type: none"> 病中・病後の児童を安心して看てもらえることにより、親子の心又は生活の安定につながる。 	●	●							●
福祉子ども課	敬老会	<ul style="list-style-type: none"> 毎年9月に75歳以上対象の敬老会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 娯楽の機会を皆で共有することで、心が沸き立つことができる 民生委員・児童委員による訪問により、つながらず不安等への早期対応につなぐことができる 	◎	●							◎
福祉子ども課	老人クラブの活動助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）への活動費の助成 運動や趣味、ボランティア活動の他、町会・自治会とも交流、講習会や研修会等を随時実施 	<ul style="list-style-type: none"> 趣味を持つたり、人のために働いたり、仲間と集ったりすることによって心の昂揚と安定が図れる。 	●	●							◎

担当課	事業名	事業概要	いのちを支える自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策					重点施策				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	
福祉子ども課	基幹相談支援センター事業	・障がいのある人またはそのご家族の方からの障がいに関する相談に総合的・専門的に応じ、自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う 窓口：社会福祉協議会、福祉子ども課、保健センター	▼障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する。				◎			●	●	●	●
福祉子ども課	老人福祉施設への入所措置	・65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼家庭環境上ならびに経済上の理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の高齢者に、施設で生活できるよう入所手続きを支援する。				●						◎
福祉子ども課	障がい福祉計画策定・管理事業	・障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し進捗管理を実施	▼障がい者の自立支援を後押しする施策やサービス利用の数値目標を策定して、達成状況の確認や見直しを行っていき、障がい者やその支援者が地域でより良く生きられる環境を整える。				●					●	●
福祉子ども課	障害福祉サービス等利用給付事業	・日常生活の介護支援サービス・自立生活や就労を目指す支援サービス・計画相談支援	▼障がい者やその支援者からの相談に応じ、関係機関と連携して、障がい者が生き生きと活動できる場の提供や、障害福祉サービス等の利用による支援者の負担軽減を図る。				●					●	●
福祉子ども課	障がい児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	▼障がいがある児童に対し、集団生活への適応訓練や医療等の支援を提供するほか、障がい児を抱える保護者等への相談支援を行うことにより、生活のしやすさを推進する。				●					●	●
福祉子ども課	障害者差別解消推進事業	・住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う ・県障害者差別解消支援センターの相談窓口と連携	▼各機関の相談窓口と連携して、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行い、差別の解消を図ることによって、生きやすさを推進する。				◎					●	●
福祉子ども課	障がい者地域自立支援協議会の開催	・医療・保健・福祉及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	▼障がい者の地域における自立した生活を支えるため、支援に関わる関係者による協議会の開催を通じてネットワークの構築・強化を図り、障がい者等への支援体制の整備を図る。				◎					●	●
福祉子ども課	重度心身障がい者福祉手当事業	・条例 ・精神又は身体に重度の障がい有する者について、重度心身障がい者福祉手当を支給することにより、これら重度心身障がい者の福祉の増進を図る	▼生活の基盤を整えることは生きやすさの支援に役立つ。										◎

担当課	事業名	事業概要	基本施策				重点施策														
			1	2	3	4	5	1	2	3	4										
福祉子ども課	手話通訳者養成事業	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務についての理解の促進 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者の養成 	◎	●																	
健康推進課 【地域包括支援センター】	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の総合相談支援窓口として、地域包括支援センターを運営 	◎	●																	
健康推進課 【地域包括支援センター】	認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 認知症等についての正しい知識や接し方について理解を促進 	●	◎																	
福祉子ども課 【社会福祉協議会】	ふれあいいきいきサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が身近な場所に気軽に集まり、レクリエーションや学び等を通して交流の輪を広げ、楽しく自立した生活を送れるための活動を支援 	●	◎																	
健康推進課 【地域包括支援センター】	介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する基本的な知識や介護技術、関係制度を学ぶ場 	●	◎																	
健康推進課 【地域包括支援センター】	ホッとカフェ(認知症カフェ)事業	<ul style="list-style-type: none"> 町内各地で認知症カフェを開催し、認知症高齢者本人やその家族のケアと支援を実施 地域の住民に認知症への理解を深める機会 	◎	●																	
福祉子ども課 【北方町社会福祉協議会】	生活相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 県福祉事務所や町・県社会福祉協議会と協力して実施する生活相談や就職・進学支援、食料支援等 	●	◎																	
福祉子ども課 【北方町社会福祉協議会】	配食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、独居の高齢者に民生委員・児童委員がお弁当を宅配 	◎																		

◎基本、重点施策との関連が大きい ●基本・重点施策と関連がある

No.9

担当課	事業名	事業概要	基本施策					重点施策												
			1	2	3	4	5	1	2	3	4									
健康推進課 【地域包括支援センター・社会福祉協議会】	北方くらし助け愛隊	ポランティアによるちよっとした困りごとへの対応 (対応は要相談)専用電話:090-4444-3553	◎		●															
福祉子ども課 【北方町社会福祉協議会】	福祉フェスティバル事業	・子ども、高齢者、障害者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加による多彩な催しのなかで、相互交流、福祉交流、ボランティア活動を広げる	◎		●															
健康推進課 【保健センター】	母子保健 (母子健康手帳交付、出産・子育て応援事業等)	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科検診 ・伴走型相談支援 ・妊産婦訪問、相談	◎		●															
健康推進課 【保健センター】	母子保健 (乳幼児健診、発達支援教室)	・乳幼児健診(4か月児から3歳児まで6回実施) ・個別発達相談 ・発達支援教室(つくしんぼ) ・専門職(医師、保健師、助産師、管理栄養士、発達相談員、歯科医師、歯科衛生士等)が継続的に関わ	◎		●															
健康推進課 【保健センター】	母子保健 (定期健康相談、随時健康相談、電話相談)	・保健師、助産師、管理栄養士による乳幼児の月1回の定期健康相談 ・必要に応じての随時健康相談や電話相談、発達相談	●		●															
健康推進課 【保健センター】	母子保健 (家庭訪問)	・赤ちゃん全戸訪問(助産師や保健師による出産後全戸訪問) ・未熟児訪問	◎		●															

担当課	事業名	事業概要	いのちを支える自殺対策の視点からの事業の捉え方	基本施策				重点施策			
				1	2	3	4	5	1	2	3
健康推進課 【保健センター】	成人保健 (各種健(検)診)	<ul style="list-style-type: none"> わかば健診、結果説明・特定健診、結果説明 すこやか健診、各種がん検診・肝炎ウイルス検診 骨粗しょう症検診・歯周疾患検診 ぎふ・さわやか口腔健診 	<ul style="list-style-type: none"> ▼健診結果、結果説明の際の相談等により健康状態や生活環境を把握し、病気の発症や重症化を予防できるような支援、病気による精神的負担を軽減し、危機的状況に陥らないように予防する。 ▼住民と顔の見える関係作りをすることにより、心の相談もしやすいようにする。 	●	●	●	●	●	●	●	●
健康推進課 【保健センター】	成人保健 (定期健康相談、随時健康相談、電話相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、管理栄養士による月に1回の健康相談 ・必要に応じて随時健康相談、電話相談を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ▼専門職に気軽に相談できる日を設けることで、病気の発症や重症化を予防できるよう支援し、病気による精神的経済的負担を軽減し、危機的状況に陥らないように予防する。 	●	●	●	◎	●	◎	●	●
健康推進課 【保健センター】	精神保健 (定期精神健康相談、随時精神健康相談、電話相談、グループワーク)	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の相談」を町内や県の各機関が電話・メール・面談等で実施していることを周知・相談事業 ・グループワーク(ハートふれあいクラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼専門家に相談することによって、不安の軽減病気の悪化の予防につなげ、危機的状況に陥らないようにする。 ▼デイケアに参加して地域とのつながりを持つてるようにすることは生きる支援につながる。 	●	●	●	◎	●	●	●	●
健康推進課 【保健センター】	精神保健 (啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層対策事業(新成人や若年層を対象に自殺対策啓発用品を配布) ・普及啓発事業(9月の自殺予防週間や3月の自殺予防月間に精神保健に係る理解を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼若年者の悩みに対応する相談機関があることを周知することによって、危機的状況の回避につなげる。 ▼悩みを一人や家族で抱え込むことによって自殺に追い込まれることのないようにする。 	●	●	◎	●	◎	●	◎	
健康推進課 【保健センター】	自殺対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画の作成 ・関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ▼各課が自殺対策の為にできることを明確化し、推進体制を強化する。 ▼地域資源を明確にし、連携することによって、安心して住める町づくりを推進する。 	◎	●	◎	●	●	●	●	●

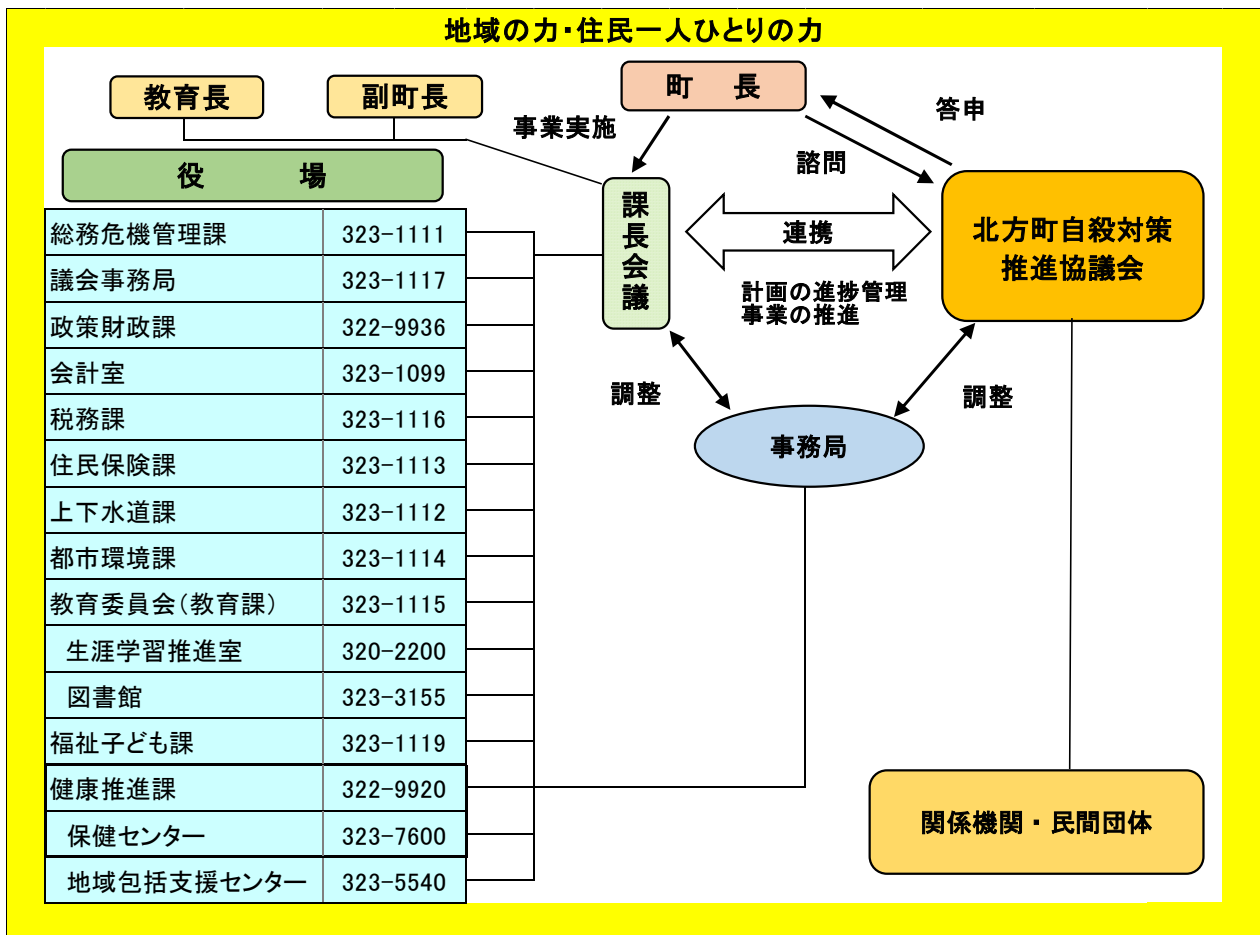
第4章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」であり、これは役場各部署が日ごろ取り組んでいることに他なりません。現在実施している各種取組が、人々の「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を強化することにより自殺対策に寄与しうるものであるという視点に立ち、各部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する「北方町自殺対策推進協議会」における協議を通して、関係機関等との連携を強化し、地域全体での取組を推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる関連施策については、各部署において年に1回、進捗状況の確認、課題の整理、事業の見直しを行い、PDCAサイクルによる評価を実施し、「事業の継続」、「自殺防止の意識の定着」、「対策の衰退の防止」に繋げ、北方町自殺対策推進協議会における意見聴取、課長会議における協議等を通して、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

図表 14 推進体制



参考資料

- 自殺対策基本法
- 自殺総合対策大綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、北方町自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策推進について、関係機関及び関係団体等の連携と協力に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体の職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。